

水俣市クーリングシェルター指定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、気候変動適応法（平成30年法律第50号。以下「法」という。）第21条の規定に基づく指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）の指定（以下「本指定」という。）について、必要な事項を定め、熱中症による健康被害の発生を防止することを目的とする。

(指定要件)

第2条 本指定を受けることができる施設は、次の各号の要件を全て満たす水俣市内の施設、店舗等（以下「当該施設」という。）とする。

- (1) 適当な冷房設備を有すること。
- (2) 熊本県に熱中症特別警戒情報（以下「熱中症特別警戒アラート」という。）が発表された場合に、開放可能日時において当該施設を市民等に開放することができること。
- (3) 市民等の滞在のために必要かつ適切な空間を確保すること。
- (4) 市と当該施設の管理者（以下「施設管理者」という。）との間において、別に定める指定及び運用に関する協定を締結し、施設管理者がその内容を履行できること。ただし、水俣市が管理する施設にあっては、この限りでない。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当する施設でないこと。
- (6) その他市長が適当でないと認める施設でないこと。

(運用期間)

第3条 クーリングシェルターの運用期間は、国の熱中症警戒情報の運用期間と同一期間とする。なお、施設の開放可能日及び時間帯は施設の状況に応じ、次条に基づき提出された水俣市クーリングシェルター指定申請書（別記第1号様式）に記載されたとおりとする。

(指定申請)

第4条 本指定を受けようとする施設管理者は水俣市クーリングシェルター指定申請書により市長あて申請しなければならない。ただし、水俣市が管理する施設にあっては、この限りでない。

(指定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該施設をクーリングシェルターとして指定し、水俣市クーリングシェルター指定通知書(別記第2号様式)により、申請者に通知するとともに、指定内容について公表するものとする。

2 前項における審査の結果、適当と認められないときは、水俣市クーリングシェルター不指定通知書（別記第 3 号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

3 施設管理者は前条に規定する指定の内容に変更が生じた場合、市長に水俣市クーリングシェルター変更申請書（別記第 4 号様式）により市長あて申請しなければならない。

（協定）

第 6 条 前条第 1 項において当該施設をクーリングシェルターとして指定した場合は、法第 21 条第 3 項の規定による協定を締結するものとする。

2 前条第 3 項により指定内容の変更が生じた場合、変更内容に従い前項で締結した協定を変更するものとする。

（指定解除申請）

第 7 条 第 5 条第 1 項の規定による指定を受けた施設管理者が指定を解除しようとする場合は、前条による協定の有効期間が満了する日の 1 か月前までに水俣市クーリングシェルター指定解除申請書（別記第 5 号様式）により市長あて申請しなければならない。

（指定解除）

第 8 条 市長は、前条並びに法第 22 条第 1 項及び第 2 項の規定により、第 5 条第 1 項の規定による指定を解除したときは、指定を解除した施設管理者に対して、「水俣市クーリングシェルター指定解除通知書」（別記第 6 号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（協定の有効期間）

第 9 条 第 6 条に基づく協定の有効期間は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

（1） 初年度 協定締結日から熱中症警戒情報の運用期間が終了する日まで

（2） 翌年度以降 熱中症警戒情報の運用期間

2 前項各号の期間満了の 1 か月前まで第 7 条による指定解除申請がなかった場合には、引き続き同一の条件で 1 年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（施設の協力事項等）

第 10 条 クーリングシェルターに指定された施設は、市の要請に応じ可能な範囲で次に掲げる事項について協力を行うものとする。

（1） クーリングシェルター案内等の掲示

（2） 熱中症予防に関する啓発チラシの掲示

（3） その他市が必要と認める事項

（熱中症特別警戒アラートの発表時の対応）

第 11 条 市は、熱中症特別警戒アラートの発表を知ったときは、その旨を速やかに施設管理者に伝達するものとする。

- 2 施設管理者は、前項の伝達を受けたときは、熱中症特別警戒アラートの発表期間中、第6条の協定における供用部分を一般に開放するものとする。
- 3 前項による対象施設の開放中における市民等の滞在に係る対応は、施設管理者においてこれを行うものとし、必要に応じ市に協力を求めることができる。

(熱中症特別警戒アラートの発表時以外の対応)

第12条 施設管理者は、熱中症特別警戒アラートの発表時以外においても、市民等が暑熱を避けるための滞在場所として、第6条の協定における供用部分を一般に開放にするよう努めるものとする。

- 2 前条第3項の規定は、前項の規定により供用部分を一般に開放する場合において準用する。

(協議)

第13条 本要綱に定めのない事項又は本要綱に定める事項について疑義が生じた場合は、市と施設管理者とが協議の上、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。